

○提出書類一覧（建設工事）

北海道内市町村標準様式を使用してください。各種証明書は写し可です。

書類は下記のとおり編纂してください。（提出部数：1部）

- ①建設工事入札参加資格審査申請書付票 …様式9
- ②建設工事等競争入札参加資格審査申請書 …様式1
※①及び②の様式中の「所在地」「商号又は名称」「代表者」は登記事項証明書の
とおり記載願います。
- ③総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）の写し
…令和元年7月1日以降の審査基準日のもの
- ④工事（事業）経歴書 …様式3
- ⑤工事経歴書集計表 …様式3の2
- ⑥技術者名簿（道内関係分） …様式4
- ⑦経營業務の管理責任者証明書（建設業許可の写し）
- ⑧専任技術者証明書（建設業許可の写し）
- ⑨代表者身分証明書 …申請者が個人の場合
- ⑩登記事項証明書 …申請者が法人の場合
- ⑪許可・登録証明書 …建設業許可通知書等
- ⑫建設業退職金共済組合等の加入・履行証明
- ⑬委任状 …支社、支店等で請け負う場合
- ⑭印鑑証明書
- ⑮納税証明書 直近1年分
※納税証明書について
【法人の場合】
ア 消費税及び地方消費税
イ 法人所得税、法人事業税、法人住民税
【個人の場合】
ア 消費税及び地方消費税
イ 申告所得税、個人事業税、住民税及び国民健康保険税（保険料）
- ⑯暴力団との関わりのない旨の誓約書 …任意様式又は別記様式

【注意事項】

許可等の更新や新たに経營業務審査結果通知を受けた場合は、写しを再提出してください。

「建設業許可」は有効期間が5年ですが、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」は、当該通知書の審査基準日から1年7か月を経過したときは無効となりますのでご注意ください。